

令和7年度

国営土地改良事業地区調査

吉田川流域地区事業計画書とりまとめその他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区事業計画書とりまとめその他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区において事業計画書（案）及び補足説明資料を作成するものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地区は、宮城県東松島市、大崎市、松島町、大和町、大郷町で別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
技術士	農業	農業土木 農業農村工学
博 士	農学	—

シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
-------------------	------	---

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRI S）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区事業計画書作成業務 報告書	1部
2	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区土地所有状況調査業務 報告書	1部
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区環境配慮計画作成業務 報告書	1部
4	登記情報電子データ (csv ファイル)	1式
5	農地台帳 (csv ファイル)	1式
6	土地改良区賦課台帳 (Excel ファイル)	1式
7	新たな土地改良の効果算定マニュアル 農村振興局整備部 令和6年8月 農林水産省	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第2-4条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

排水受益予定面積：約4,418ha 概算筆数：約26,000筆 三条資格者数：約3,700名

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 土地所有状況調査	1 式	
3. 総費用総便益比の更新	1 式	
4. 事業計画書（案）の更新	1 式	
5. 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 共通事項

- 1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- 2) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- 3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（土地所有状況調査段階）

第3回 中間打合せ（総費用総便益比の更新段階）

第4回 中間打合せ（事業計画書（案）の更新段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第 1-1-1 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 5-1 条 成果物を共通仕様書第 1-1-7 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R 等) により別途 1 部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第 5-2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7-2-5 盛岡合同庁舎 3 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(4) 履行期間の変更が生じた場合

(5) その他

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料から、作業に必要な資料を整理し、内容を把握の上、基礎資料として整理する。	○
1-2. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
2. 土地所有状況調査		
2-1. 3条資格者情報の更新	過年度業務成果で整理した3条資格者と、貸与資料（土地登記簿・農地台帳・賦課台帳）と比較して整理する。変更になった3条資格者は、存命確認を行い、一筆調書データベースへ反映させる。	○
2-2. 相続関係説明図の作成	貸与資料を基に、相続関係説明図を作成する。（約100人） 受注者が戸籍簿等の申請書類を作成し、土地改良区へ提供する。なお、土地改良区にて戸籍簿等の申請・接受を行い、土地改良区から受注者が書類を接受し相続関係図を作成する。 相続関係説明図が完成した者は、法定相続人を一筆調書データベースへ反映させる。	○
3. 総費用総便益比の更新	貸与資料を基に、総費用、便益について諸係数の時点更新を行い、総費用総便益比一式を更新する。 また、本省審査指摘に伴う修正を行う。	○
4. 事業計画書（案）の更新	過年度業務において作成した土地改良事業計画書（案）について各章の基礎資料を更新・編集し、とりまとめ、事業計画書（案）及び事業計画書（案）補足説明資料を作成する。 作業対象項目は、別紙2のとおり。	○
5. 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙 2

【事業計画書（案）作成等内訳表】

大項目	中項目	更新	編集
第1章 目的		○	○
第2章 地域及び地積	第1節 地域	○	○
	第2節 地積	○	○
第3章 現況	第1節 気象	—	○
	第2節 土地状況	○	○
	第3節 水利状況	—	○
	第4節 道路状況	—	○
	第5節 地域農業の概況	—	○
	第6節 地域環境の概況	—	○
第4章 一般計画	第1節 事業計画の要旨	—	○
	第2節 営農計画及び土地利用計画	—	○
	第3節 用水計画		
	第4節 排水計画	—	○
第5章 主要工事計画	第1節 用水施設		
	第2節 排水施設	—	○
第6章 附帯工事計画			
第7章 工事の着手及び完了の予定時期		—	○
第8章 環境との調和への配慮		—	○
第9章 事業費の総額及び内訳		—	○
第10章 効用		○	○
第11章 関連する事業		—	○
第12章 現況・計画図面		○	○

※更新は、資料修正作業を行う。

※編集は、過年度業務成果等を基に、規定の様式に資料を添付・調整作業を行う。

別添

位置図



受益面積 (ha)

排水受益	4,418
計	4,418

凡 例

	排水受益
	排水機場(改修)国営
	排水機場(改修)県営
	河川
	排水路(新設改修)国営
	排水路(新設改修)県営

国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区事業計画書とりまとめその他業務 位置図

